

平成24年度第2回山梨県立美術館協議会会議録

1 日 時 平成25年2月22日 午後3時～午後4時

2 場 所 山梨県立美術館総合実習室

3 出席者

(委員) 大村智・秋山弘・鶴田一杏・古屋知子・野口英一・金丸康信・堀田一朗

甲斐陽子・佐々木晶美・阿部邦彦

(教育委員会) 学術文化財課 高橋課長・企画担当1名

(美術館) 白石館長・高山副館長・向山学芸幹・古屋総務課長

文学館担当者3名、指定管理者2名

4 議事の概要

(1) 山梨県立美術館関係者の行動規範について

(2) 施設利用状況、観覧者の推移について

(3) 平成25年度特別展等について

(4) 寄贈・寄託作品について

(5) その他

5 議事の概要

(1) 山梨県立美術館関係者の行動規範について

議長：山梨県立美術館関係者の行動規範について、事務局から説明がありましたが、ご意見・ご質問等ありましたらよろしくお願ひしたい。

A 委員：行動規範の10に「要請する」とあるが、他の1～9までは自分たちが「務める」「行う」となっているので、何となく違和感がある。関係職員の行動規範なのによそに要請するといったことで良いのか。

事務局：山梨県立美術館が定めるものであることから、上部機関である山梨県教育委員会を含めることは難しいことになるが、予算については、美術館だけでは決められないので教育委員会に要請をするという形を取ったらいかがかという提案をしたところである。

事務局：違和感はあるので、他の県立の美術館等に調査をして検討したい。

A 委員：直せというものではないが内部で検討してもらいたい。

B 委員：行動規範の3に「県立美術館の使命」とあるが使命とは何か。

事務局：使命とは、山梨県立美術館設置及び管理条例の中の第1条の「美術に関する県民の知識及び教養の向上を図り、県民文化の発展に寄与するため」を指している。

議長：意見も出尽くしたようなので、拍手を持って承認とします。(拍手)

(5) その他

C 委員：前年度に比較し、教育普及事業の伸びが著しい。教育普及事業の説明を前回の協議会の時にしてもらい始めて取り組みを知った。普及担当ではこの成果をどのように評価しているか。また、ワークショップの参加者は、初めての人が多いのかリピーターが多いのか。

事務局：今年度は、夏休みにミッフィーを使った展覧会を開催したところ、4, 839名の利用があったことが大きい。また、造形広場は毎回100名を超える参加者があった。これにはリピーターもいるが、初めて参加する方も増えている。こういった事業をきっかけに、他の事業への参加も増えることとなったと思われる。

D 委員：来年の特別展概要の中に会期が2週間程度のものがあるようだが、短すぎないか。また、新たな収蔵作品が79点になるとことだが、作品の保存の仕方はどうなっているか。

事務局：ミュージアム甲斐ネットワークの美術部会の参加館から、何か県が中心になってやってほしいという提案があり、4年前に参加館の目玉となる収蔵品作品を借りて展覧会を開催した。観光的でもあるし、県内にある美術館を広く紹介することも目的である。今回で2回目の開催である。貸し出す相手館の都合も考えて、2週間が限度ではないかとの判断である。前回は2週間で1万人弱の観覧者があり、我々も驚いたところである。短すぎるかどうかはまた検討したいとおもう。収蔵保存方法であるが、当館では、5つの収蔵庫があり、虫やカビなど様々な調査をして、油や版画など作品に応じて保存できるようにしている。

A 委員：来年度の特別展の名称の中に「わざ」と平仮名であるが「技」ではなく、なぜ平仮名か。

事務局：文化庁の巡回展での名前であり、我々がどうこうできるものではないが、「技」と漢字をあてると、技術や手技を使って人の創作の心を持って美を作ることだと思う。そういうニュアンスを膨らまそうと言う意図があつてのことだと聞いている。

以上